

# (仮称) 奥日光交通ビジョン作成業務委託仕様書

栃木県県土整備部交通政策課

## 第1条 適用

この仕様書は、第2条以下に示す業務委託（(仮称) 奥日光交通ビジョン作成業務委託（以下、「本業務」という。））に適用する。

なお、この仕様書に記載のない一般事項については、栃木県業務委託共通仕様書によるものとする。

## 第2条 業務の目的

栃木県では、奥日光地域の現状と課題を精緻に把握し、関係者が連携して環境に配慮した今後の持続可能な奥日光地域のあり方を検討するため、令和7年1月に「奥日光地域における持続可能な地域づくり検討会」（以下、「検討会」という。）を設置し、令和8年3月の第4回検討会において、地域の人流・物流の現状や交通に起因する様々な分野の地域課題を整理した。

本業務は、令和7年度に実施した「奥日光地域新モビリティ導入検討基礎調査業務委託」（以下、「令和7年度業務委託」という。）の成果や、本年度新たに設置を予定している協議会における議論を踏まえながら、世界遺産周辺地域から奥日光地域を対象とする持続可能な地域づくりの実現に向けて目指す交通の将来像、具体的な取組の方向性、ロードマップ等を定めた「奥日光交通ビジョン（仮称）」を作成することを目的とする。

## 第3条 業務内容

### 1. 計画準備

本業務の実施に当たり、事前に業務の目的を把握し、業務の手順及び遂行に必要な計画を立案するとともに、業務計画書を作成し、発注者の確認を得るものとする。

### 2. 現地踏査

本業務の実施に当たり、現地の状況を把握したうえで、検討に取り掛かることとする。

### 3. 交通ネットワーク等の現況整理

現状で利用可能、もしくは整備中・計画中の交通モードや交通結節点、交通に関するソフト的な対策・取組、移動に関するアクティビティなどについて、位置や種類、サービス内容、輸送能力・容量、利用実態、利用案内の方法、決済方式等を整理する。さらには、それらのサービス水準や連携状況なども整理し、地域の交通モード及び交通結節点等を含んだネットワーク全体の状況を整理する。

### 4. 交通の将来像の整理

令和7年度業務委託の結果及び協議会等での関係者意見を踏まえて、地域課題を解決し、持続可能な地域づくりを実現するために目指す地域全体の交通の将来像を整理する。

あわせて、将来像の実現に向けて地域、行政、関係事業者、関係団体等の様々な主体・分野が連携して取組を推進していくために必要となる基本姿勢を整理する。

## 5. 取組の方向性の検討

### 1) 交通モードと交通結節点の設定

世界遺産周辺地域、いろは坂、奥日光地域それぞれの地域課題や地形・道路構造・交通条件等を勘案しながら、交通ネットワーク全体を必要に応じて交通モードと交通結節点に分割し、それぞれに必要な機能を整理する。

### 2) 取組の比較検討

3. で整理した交通ネットワーク等の現状や、5. 1) で整理した求められる機能を踏まえ、各交通モードや結節点、さらにはネットワーク全体において必要となる各種取組について、ハード面及びソフト面の両面から比較検討する。

### 3) ロードマップの作成

5. 2) で検討された取組について、効果の早期発現・最大化の観点から、短期、中期、長期で取組を整理した上で、地域全体における交通ネットワーク強化のロードマップを作成する。あわせて、相乗効果が期待できる他主体の取組についても記載する。

### 4) 今後の検討方針の整理

各取組におけるステークホルダーを整理し、関連法令や取組実施時において必要となる詳細な調査項目、関係者間で調整が必要となる項目や検討体制等における今後の検討方針について整理する。

## 6. 「奥日光交通ビジョン（案）」の作成

3. ～5. での内容を基に、エリア毎の課題とそれに対する取組をまとめ、イメージパース等を含めた30頁程度の「奥日光交通ビジョン（案）」の計画本体及び4頁程度にまとめた概要版を作成する。

## 7. 協議会運営及び関係機関協議等に関する業務支援

交通政策課職員と事前に打合せの上で、3. ～6. の業務でとりまとめた時点版の結果も踏まえ、協議会や関係機関協議のための資料を作成するとともに、会議への出席や議事録の作成を行う。さらに、資料の材料や参考情報とするために、関係機関等が公表しているデータ等の収集やとりまとめも行う。詳細については交通政策課職員の指示に従い、柔軟に対応することとする。なお、協議会は4回程度を想定している。

## 第4条 成果品

本業務の成果品は、共通仕様書に定めるもののほか、以下に掲げるものとする。

- |                   |    |
|-------------------|----|
| (1) 報告書（A4版）      | 1部 |
| (2) 電子データ（CD-R）   | 1部 |
| (3) その他発注者が指示するもの | 1式 |

## **第5条 打合せ協議**

打合せ協議は、業務着手時、中間時2回、成果品納入時の計4回行うこととする。

業務着手時、成果品納入時には業務主任技術者が立ち会うものとする。

また、打合せ内容については、受注者が記録、整理の上、当該打合せ後速やかに発注者に提出するものとする。

## **第6条 疑義**

本業務を実施するに当たり、本仕様書に定めのない事項及び疑義等が生じた場合は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

このほか、必要資料については適宜監督員と協議の上、必要に応じて貸与する。

## **第7条 その他**

本仕様書に記載のない内容について、疑義が生じた場合は、担当者と協議するものとする。